後期高齢者医療制度のお知らせ

◆保険料率が変わります

保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。平成22・23年度の新しい保険料率をお知らせします。

均等割（加入者が等しく負担）
平成20・21年度　年間３７，１１６円
平成22・23年度
年間４０，０７８円【2,962円増】

所得割（加入者の所得に応じて負担）
平成20・21年度　８．２９％（道内9.63%）
平成22・23年度
９．３３％（道内10.28%）【1.04%増】

均等割【１人当たりの額】
４０，０７８円
＋
所得割【本人の所得に応じた額】**(平成21年中の所得－３３万円)×９．３３％**
＝
１年間の保険料
（100円未満切捨て）
※限度額50万円

◆平成22年度の計算方法

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。保険料額は、加入者全員が等しく負担する**『均等割額』**と、前年の所得に応じて負担する**『所得割』**の合計で計算します。

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に個別に通知します。

◆保険料の軽減

均等割の軽減

世帯主や加入者の所得に応じて、保険料の軽減があります。

●軽減は加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
●加入者でない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得割の軽減

賦課の基となる所得額が58万円以下の場合は、5割軽減となります。

医療費通知が希望者のみの発送となります。

加入者（被保険者）の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。医療費通知は請求書ではなく、医療費の総額を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかった一覧です。

この医療費通知につきましては、希望される方のみに発送されることとなりました。発行を希望される方は、市民課後期高齢者医療制度の担当窓口までご連絡願います。

国民健康保険のお知らせ

◆申告はお済みですか？

国保税の税額算定は、前年の所得に応じて計算することとなります。前年の申告がされていない場合には、所得の決定ができず、軽減措置を受けられず税額が高くなる場合や、高額療養費の自己負担額が高くなるなどの不都合が生じる場合があります。まだ平成21年分の申告をしていない場合は、速やかに申告されますようお知らせします。

◆届出は14日以内に

次の場合は14日以内に届出を

●国保に加入するとき
・転入したとき、退職などにより職場の健康保険をやめたとき、子どもが生まれたとき

●国保をやめるとき
・転出するとき、就職などにより職場の健康保険に加入したとき、被保険者が死亡したとき

会社の健康保険に加入したのに、新しい保険証が届かないからといって、まちがって国保の保険証を使って病院に受診した場合は、国保が負担した分の医療費をあとで返してもらうことになります。会社などの健康保険に加入して、国保をやめる届出をしていない場合、会社の保険料と保険税を二重に支払ってしまうことがありますのでご注意ください。

▼問い合わせ　市民課国保高齢医療係　市役所名寄庁舎1階
☎01654③2111（内線3115）

7月から名寄庁舎でパスポート申請受付・交付の手続きができます

これまで、上川総合振興局および同移動窓口で申請受付・交付されていたパスポート事務について、権限委譲によって7月1日から名寄市民については市役所名寄庁舎1階で手続きができるようになります。

対象

名寄市に住民登録のある方
※名寄市民の方は、上川総合振興局および同移動窓口では手続きできなくなります。
※単身赴任者、船員、学生、海外からの一時帰国者の方は、従来通り北海道パスポートセンター（札幌市）、上川総合振興局などの窓口での手続きとなります。

取り扱い

月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および年末年始を除く）
・申請　9時～16時30分
・交付　9時～17時

※申請受付から交付までには2週間程度の期間がかかります。
※休日明けや4月の異動時期など、担当窓口が混雑し待ち時間が長くなることがあります。

問い合わせ
市民課市民年金係
☎01654③2111（内線3111・3112）